

かすが

この道 あの道 とな道

こんな素敵な名前が
つきました



道の道人な道

道路愛称応募作品審査結果

道路番号	愛称	名付け親 (敬称略)
1	すくすく通り	古村 光子 (若葉台西)
2	春日横断通り	大山 健太 (大谷)
3	いきいき通り	塩月さおり (紅葉ヶ丘西)
4	ふれあい通り	香川 繁康 (ちくし方)
5	春日中央通り	大森みゆき (池科)
6	春日南通り	徳永 綾子 (須玖北)
7	春の杜通り	内藤 太郎 (須玖南)
8	あんどん通り	横田 祐次 (昇町)
9	春日大通り	松下 冨織 (池玄町)
10	すぽ一つ通り	石井 洋平 (大谷)
11	なぎの木通り	柴田 博子 (昇町)
12	いけいけ通り	小幡 元治 (泉)
13	春日西通り	赤木 喜雄 (下白水北)

たくさんの応募を
ありがとうございました

●応募総数●

522通 (うち市外からの応募19通)

- ・応募箱投かん分(7か所)……209通
- ・郵送分……101通
- ・小中学校取りまとめ分……212通

愛称と名付け親は このようにして決まりました

応募作品は、2月27日、市役所において、九州芸術工科大学教授の片野博さんはじめ7人の審査委員によって審査され、それぞれの道路にふさわしい愛称が選ばれました。

また、採用した愛称に複数の応募があった道路については、同審査委員の術キャリアネットワーク研究所代表中嶋桂子さんの抽選により、それぞれ名付け親が決まりました。



市民生活に定着した愛称に

選ばれた愛称は、通りの位置やこれに面する公共施設名、また周囲の環境にちなんでつけられているものが多く、わかりやすく親しみあるものになっています。これらの愛称が、ふだんの生活のなかで、市民の皆さんにながく親しんで使ってもらえるように標識の設置やちらしの配布などを計画しています。

(土木課)



今日からスタート!

燃えるゴミの指定袋

燃えるゴミも燃えないゴミも、4月15日からすべて指定袋で出しましょう。
指定袋は近くの販売協力店でお買い求めください。

燃えるゴミ

※ 休みの期間中は、絶対にゴミを出さないでください。

ゴミを出せない日	地区名
5月3日(日)	泉、春日公園、シティバルセントレ、須玖北、須玖南、昇町(1組以外)、日の出町、弥生、大和町
5月4日(月)	春日、春日原、春日原南、小倉東、白水池、惣利、宝町、ちくし台、千歳町、平田台、紅葉ヶ丘、若葉台西、若葉台東
5月5日(火)	大谷(セントレ以外)、岡本、塚原台、上白水、小倉、桜ヶ丘、下白水北、下白水南、昇町1組(浦の原)、天神山、光町、松ヶ丘

ビン・カン、陶器・金属類

ゴミを出せない日	地区名
5月3日(日)	春日原、春日原南、須玖北、須玖南、光町
5月4日(月)	泉、シティバルセントレ、昇町(浦の原を除く)、日の出町、大和町、弥生
5月5日(火)	白水池、宝町、ちくし台、千歳町、紅葉ヶ丘

- ※ 不燃物置場には、決して生ゴミを出さないようお願いします。周りの人の大変な迷惑になります。
- ※ 商店、病院、会社などの事業所は、地域の不燃物置場にゴミを出さないでください。
- ※ 粗大ゴミは、毎月15日までに電話で予約してください。出し日は月の第4回目の指定日です。
- ※ 「燃えるゴミ」「ビン・カン」「陶器・金属類」は、それぞれの指定袋に入れましょう。

● ゴミの収集休みます ●

5月3日(日)から5月5日(火)まではゴミ出しができません。

● 5月のゴールデンウィーク ●

休み期間中に出了れたゴミは収集できませんので、休み期間の前後のゴミ出し日に出してください。ゴミは毎日出ており、収集する人たちは、祝日も休まず仕事をしています。そのため、今回を含めて年4回まとめて休むようにしていますのでご協力ください。

指定袋は、私たちの新しいルールです。正しく分別して、「燃えるゴミ」「ビン・カン」「陶器・金属類」それぞれの指定袋に入れて出しましょう。

古紙と古布は、地域の集団回収に出しましょう。空きカン・空きビンはポイ捨てせず、「ビン・カン」の日にし出し、大切な地球の資源をムダ使いたないようにしましょう。

生ゴミはキヌフと絞るだけで100%減量できます。

大型の家電品・家具などを買い替える時には、販売店などに引き取ってもらいましょう。

(生活環境課)



児童センターは子どもたちの楽しいオモチャ箱です

春日市内には子どもたちが自由に遊ぶことのできる施設として須玖、毛勝、光町の三つの児童センターがあります。

これらの施設はさまざまな遊びを体験できる子どもたちの楽しいオモチャ箱です。

子育て真っ最中のお父さんお母さん、一度子どもたちと一緒にセンターに遊びに来ませんか。



須玖児童センター



毛勝児童センター

児童センター案内図



●光明児童センター●

あそぼ〜児童センター

今回は、4月1日にいよいよお泊り会をする光明児童センターの紹介をします。

光明公園の隣にあるこのセンターは、子どもを主役にして、地域のいろんな人が集い、さまざまなスタイルのコミュニケーション活動を行うためにつくられました。吹き抜けに泳ぐ大きなクジラとそれを見守る太陽の絵、カラフルな外観が特徴の2階建ての建物です。

玄関を入ると、目の前にカウンターがあります。利用するときは、まずここで来館者カードを書いてください。

1階には、遊戯室があります。ここでは、子どもたちに思いっきり遊んでもらうことはもちろん、「母と子のあそび」や「ビヨビヨ広場」など、お母さんとお子さんとの交流を深めてもらう行事なども行います。

また、1階には幼児ルームもありますので、気軽に利用してください。

2階は、広いオープンスペースの中に図書集読室があり、本を読んだり、地域の人が話し合いなどをしたりすることができます。

2階からは、屋上に出ることができ、ます。屋上は、一輪車やローラースケートをすることもできますので、思う存分遊んでください。

なお、通常は午前10時から利用できますが、4月1日のみ開館記念行事のため午後1時30分からの利用となっています。遊びに来てくださいね。

児童センター クラブ員募集

平成10年度

須玖児童センター、光町児童センター、毛勝児童センターでは、平成10年度のクラブ員を募集します。

▼冒険クラブ▲

募集人員 各30人程度

対象 小学校3年生以上(須玖は4年生以上)
年会費 2千円

▼母と子のあそび▲

募集人員 各150組

対象 満2~4歳の幼児とお母さん
年会費 3千円

▼電気クラブ▲(須玖児童センターのみ)

募集人員 30人程度

対象 小学校3年生以上
年会費 2千円

▼アマチュア無線クラブ▲

(須玖児童センターのみ)

募集人員 30人

対象 小学校4年生以上
年会費 2千円

申込方法 各児童センターにある申込用紙に記入して、直接希望のセンターに提出する

申込期限 いずれも4月30日(母と子のあそびは21日)ただし、月曜日は休館

注意 「母と子のあそび」の申し込みは、1世帯につき1センターのみです。重複して申し込まないでください。

		須玖児童センター ☎(573)2431 須玖南1丁目91番地	光町児童センター ☎(501)7014 光町2丁目180番地4	毛勝児童センター ☎(581)5614 大字下白水335番地2
4月のスケジュール	1日(水)		光町児童センター開館 午後1時30分～セレモニー開始 午後3時～童謡コンサートほか	光町児童センターの園遊セレモニーに参加しよう
	2日(木)		光町児童センター開館行事 ①午前10時～正午②午後1時～3時 ゲーム、手づくりコーナー、出店あり	光町児童センター開館行事に参加しよう
	4日(土)	THE えいが 午後2時～	たのしいおはなし 午後2時～	花見に行こう(白水大池公園) 午前10時30分集合 弁当、水筒、おやつ持参
	5日(日)	花見にいこう!!天祥山ハイキング (雨天の場合12日)15人、小1以上 午前10時集合、弁当、水筒		プラモ講座 午後1時～3時 自備のプラモデルを持って来よう 春休み読書大会 ①午後1時30分～スイミー、プーさん ②午後2時30分～はれときどきブタ
	7日(火)	おもちゃ図書館 午前10時～正午		移動家庭児童相談室(予約制) 午前10時～正午
	11日(土)	ポケモンをつくろう(要申し込み) ①午前10時30分～②午後2時～ 小4以上、各20人、材料費200円	スタンプラリー 午後2時～	
	12日(日)	電気クラブ 午前10時30分～ (年会費制 要申し込み)		遠足に行こう(太宰府)要申し込み 20人、小4以上、午前9時30分集合 交通費、弁当、水筒持参
	14日(火)	すくすく育児相談 午前10時30分～11時30分 移動家庭児童相談室(予約制) 午前10時～正午		おもちゃ図書館 午前10時～正午
	15日(水)		移動児童センター ビヨビヨ広場 (春日公園公民館) 午前11時～正午	
	18日(土)	ローラースケート教室 午後2時～	挑戦キネス(ドミノたおし) 午後2時～	おはなしポケット 午後2時～ オセロ大会 チャンピオンに挑戦 ①午後1時30分～低学年20人 ②午後3時～高学年20人
	19日(日)	無線クラブ 午前10時30分～ (年会費制 要申し込み)	手づくり教室 午後2時～ ビスケット・ケーキを作ろう	
	21日(火)		移動家庭児童相談室(予約制) 午前10時～正午	
	25日(土)	遊場やふり ①午前10時～正午②午後2時～4時	一輪車教室(要申し込み) 午後2時～	出張キックターゲット(雨天中止) 午後1時30分～、春日西小学校グラウンド
	26日(日)	遊場やふり ①午前10時～正午②午後2時～4時	ガレージセール(出店希望者は事前要申し込み) 午前11時～午後3時	ウォークラリーIN惣利 惣利公民館に集合 午前9時30分～、小1以上、30人、要申し込み
	28日(火)	移動園遊(たんぼぼ広場) 午前10時30分～11時30分 下白水第2公園	おもちゃ図書館 午前10時～正午	
	幼児向け・遊びの広場(自由参加)	たんぼぼ広場 午前11時～ 7日(火)・14日(火)	ビヨビヨ広場 午前11時～ 14日(火)・26日(火)	アップル広場 午前11時～ 14日(火)・28日(火)
幼児も参加出来る行事	(網かけ)している行事は、幼児も参加できます。保護者同伴のうえ、遊びに来てください。			
伝言板	※ 要申し込みは電話でも受け付けます。 ※ 移動家庭児童相談室を利用する場合は前日までに各センターへ申し込んでください。			
休館日	6日・13日・20日・21日(安全点検日)・27日・29日(みどりの日)			

ち 地方分権

地方分権 講演会要旨



講演日 / 平成9年10月14日
会場 / 心れあい文化センター
講師 / 桑原敬一福岡市長
テーマ / 今なぜ地方分権か

1 揺らぎ始めた 20世紀の論理

ただいまご紹介をいただきました福岡市長の桑原です。今日は我々がなぜ地方分権をいま必要とするのかということについてお話ししたいと思います。

最近、特に新聞をにぎわしてあります中央省庁の再編や、いわゆる郵政省の3事業部門を民営化するというような話題は、大変大きな議論にもなっております。それから、もう一つは、民

間の活動をコントロールしている役所の制約をゆるめようという規制緩和、さらに地方分権、この三つというものは同じベースの中で議論されております。なぜこういう問題がいま議論として必要になっているのかということをごさんと一緒に考えてみましょう。

簡単に言いますと、この明治以来の130年、戦後50年支配してまいりました中央集権システム、規制、それから中央集権下における地方自治制度の仕組みというものが機能しなくなってきたのではないかと、という漠然とした感覚が1970年代からあったわけで

現在話題となっている地方分権。平成9年10月には地方分権推進委員会から第4次勧告が出されました。

国ではこれを受けて同年12月には自治省が地方分権推進計画の指針となる「地方分権大綱」をつくり、関係する法律などの改正に取りかかっています。

地方ではもう分権が動きはじめています。市民生活がより便利になることを目的に、これまで県が取り扱っていた事務の一部が市町村で行えるようになります。

例えば、平成10年度からは狂犬病予防注射済票の交付事務など五つの事務が県から市へ移ります。

そこで今回は、なぜ今地方分権が必要なのかを皆さんと共に考えるために地方分権推進委員の一人である桑原敬一福岡市長を講師に迎え、昨年10月に実施した地方分権講演会の要旨を紹介いたします。

2 中央集権制と 機関委任事務

す。そして、最近ご承知のように、信用組合が破産をする、あるいは薬害エイズの問題、オウム、いわゆる宗教団体の問題、沖縄の問題が国と地方のせめぎ合いの中で出てくる。つまり、中央集権システムと地方分権の関係、あるいは官と民の関係、そういうものが、どうにもならなくなってきたというのがこのいくつかの最近の現象であるかと思うんです。

20世紀の論理というのは、中央が偉くて地方は下、7人の分権委員会の一人である樋口憲子さんが言った面白い言い方なんです。が、「中尊地卑」。もう一つは、官が偉くて民が下、「官尊民卑」ですね。それから「男尊女卑」。この論理が20世紀の論理だったわけです。

20世紀というのはいわゆる帝国主義時代でありますから、近代国家として独立をして、いつ外国から攻めてこられるかわからないというような状況の中で、一番大事なこととは「富国強兵」、国を富まして兵を強くしていく。そうなるとうしても、男中心の「男尊女卑」の社会をつくっていきます。

天皇の官吏は誤りを犯さない。官は悪いことはしないが民は何をするかわからないという性悪説が明治以降ありましたから、いわゆる「官尊民卑」というシステムになるわけです。

それからもう一つの「中尊地卑」というのは、日本は明治の終わりには大強国の一つになります。国が強くなるためには、資金とか財力、情報、それから人力、そういうものを一か所に集中して強固な政府を作る、中央集権システムで国をつくっていくということが当然に要求される。したがって、中央が偉くて地方が下だという論理に

なるわけです。

戦前は、中央省庁の下に県があつて県の下に市町村がある。縦系列に組織ができるわけです。その時に中心となつた仕事が、専門用語になりますけれども、国の機関委任事務なんです。これを今度地方分権でなくすことにしたのが、非常に重要なポイントです。

つまり、県でやつてゐる仕事のうち機関委任事務は、国の仕事ということになるわけです。県としては大体7割から8割、政令市が6割から7割は国の仕事をしてゐる。それで市民が知らないところで問題が起つてくる。「何でそんなんだらう」とつていうことになるわけです。

しかし、この機関委任事務というのが、明治以来の日本の独立のために大いに役立ったということは間違いありません。独立国家として帝国主義の時代に侵略されないで、何とか近代国家をつくりあげた。その功績は認めていいと思います。

50数年前に大東亜戦争に負けた時、その時に米軍が入つてきて民主主義を日本に植え付けようとした。しかし、日本が混乱しているから、アメリカの占領軍だけでは統治できない。そうすると官僚制度を残すことになる。官僚制度を残すということは機関委任事務も残るといふことになるんです。

もう一つ、日本開の理由としては、資材、資金、情報、人力などを中央に集めて、無駄をせずに、コントロールしながら再建をする。そのためには、中央集権システムというのが一番よか

つたわけです。

しかし、戦後50年たちますと、教育レベルも上がる、地方もだんだんと住民がいろんな地域の問題について考え始める。1970年代には一応最低限の生活ができるような状況になってきています。

ほんとはそのへんで、システムを変えるべきだったんですけど、そこまですっきりしませんでした。残念ながら、さつき申し上げました、いろんな問題がおき、どうも国と地方との関係をきちっとしなければいけないという問題意識になってきたわけです。

3 求められる 21世紀の 日本のかたち

司馬遼太郎さんは生前、日本国のかたちは21世紀どうあるべきか、盛んに問題提起しておられました。中央省庁を半分に再編するというのもいいですけど、21世紀の日本の国のかたちをどうすべきかということを考えるのが先ではないでしょうか。その中からどういふ省庁にするかという哲学を持ち、それを国民的な共通の課題として考えることが極めて重要な時期に来ているのではないのでしょうか。

明治維新のときに、明治の元勳たちは、明治政府というのはどういう政府で、日本というものをどういう国にしたいかという国家観があつたと思うんですね。それが経済優先のかたちの中

で、我々は今、日本の国とか日本の民族とかそういうものについての考え方を忘れ去ろうとしてゐるのではないのでしょうか。

私も地方分権推進委員会委員の7人のうちの一人になりましたけど、国の権限をこれだけくださいという、そういうおこぼれちょうだいのような発想では地方分権委員にはなりたくない。この日本の国を21世紀どういふかたちにするか、私はそれは中央省庁の人だけが考えるんじゃないかと思ひます。国民が考えるべき課題だと思ひます。私は地方分権の中で、日本の国が21世紀どうあるべきかということを考えていく役割があるんじゃないかなと考へたわけです。

4 機関委任事務の 廃止が 分権の出発点

私は昭和23年に大学を卒業して役人になりましたから、約50年、役人生活をしております。そのうち30年が国の役人、20年が地方の役人をしております。私はこの分権委員会で少し暴れなるとこの国は良くならないと自分に言い聞かせてこれまで2年有餘、160回の分権委員会に出席し、国の役人と激しいやり取りを行いました。

今の現状を改めないで日本丸というのは沈没するんじゃないかと思うからであります。委員会審議の中で各省庁から、いろいろとお話を聞いておりますと、さつき申しあげました天皇の官

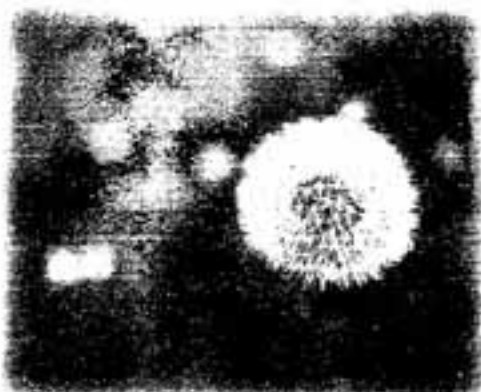
吏という体質は全く変わっておりません。「地方にそんな力があるのか。国の機関委任事務をもし地方に任せたら大混乱が起きる。日本の民族はどうなるか」という話であります。

私は委員就任以来ずっと「機関委任事務の廃止をまず宣言すべきである」ということを言つてきました。

そして、私どもは機関委任事務に焦点を当てて、とにかく、中央の省庁の意見を入れずに、我々7人がしっかりと議論をして書こうではないかと最初に出したのが中間報告です。

その中間報告には、「機関委任事務を廃止することを決断すべきである」と書き込んだのですが、これを7人の委員全員が意思決定するのに約8か月かかりました。しかし、これをまず打ち出さなければ今度の地方分権の出発点はないと私は思つたのです。

(8ページ以下に続きます)



5

●自治事務と
●法定受託事務

この機関委任事務というのは561あります。これを各省ごとに積極的に議論して、一つ一つ検討してまいりました。結論を言いますと、機関委任事務のうちどうしても国が責任を負わなければならない、例えば国政選挙や、国勢調査、あるいは戸籍事務とかは、法律で決めて法定受託事務にしましょう。国の権限ではあるけれども仕事を委託し、市町村がよろしいと思ったら受託する。それ以外はみんな自治事務にします。こういう整理をいたしました。

機関委任事務の中で、約3割から4割は法定受託事務になりました。これまでの機関委任事務は上下指揮命令関係にあったわけです。しかし、今後は契約関係でやる。だから、指揮命令みたいな強い関与はないという形になりました。あと6割から7割は自治事務になったということです。

ここでよく誤解されるのが、国の仕事の7割が市町村に移ってきたがお金がついてきてないということ。しかし、機関委任事務として、今までも市町村でやっていたのだから、今までも国がやってきた仕事を市町村に直接譲渡することではないわけです。変わったのは、国とか県がいろいろな指図をしながら、市町村が自由にやれるということ。お金は補助金とか

負担金でもともとついているわけです。機関委任事務が廃止されて、手間や無駄がなくなるということです。

また、機関委任事務がなくなることで、補助金・負担金なども、もうヒモ付きはやめてくれ、という事もこの分権推進委員会で言っているわけ。例えば、最低基準の生活を見るとき、あるいは義務教育をやるとき、こういう基本的なものは国が責任を持ちなさいと書いてあるわけです。国が責任を持つべきものは負担金としてきちんと国が経費を出しなさい。やった方がいいですよという補助金、奨励的なものはもうやめて、地方が自由に使える金として地方交付税で出しなさいと書いてあるわけです。

ここでもう一つ問題になるのは、税源の移転についてです。ところが私どもの議論は、平成9年10月で最終的な勧告を出しましたけど、現在進行形なんです。561の国の仕事を機関委任としてやっているものの6割7割を地方に譲る。それは一般財源になる。補助金はやめてください、と言いますね。しかし、その一般財源になる仕事の中身がまだ確定してないわけですから、財源をはじくのは無理なんです。従ってこれをどうするかって問題は、これからその自治事務に移ったその量とその経費が積算をされたことによつて、地方の税源をもうちょっと増やして国の方を減らすということも出てくると思いますけれども、この問題は、政府の税制調査会で議論していくことになるわけです。

6

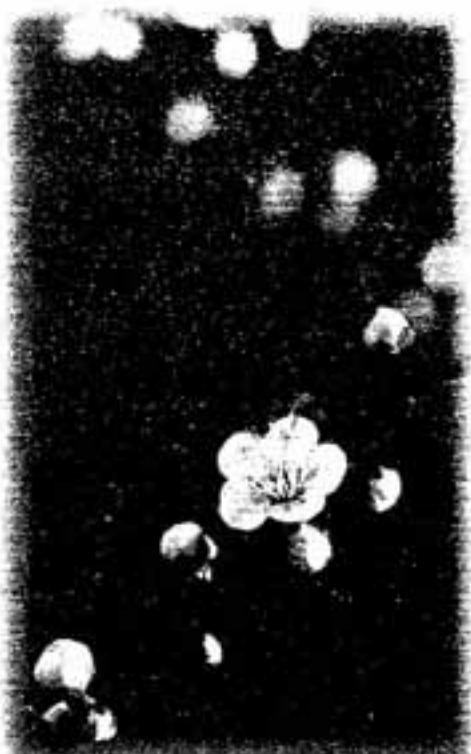
●国の関与の制限

中央集権システムの下で地方が非常にコントロールされているのは、いわゆる関与というものがあつて、許認可などをできるだけ減らしていく。そういうものもだいぶ整理しました。例えば地方債、福岡市債を出すときには、自治大臣の許可が必要です。許可なんて、そういう公権力的なものはやめて事前協議にしよう。それから、交付税の決定なんかも、一方的に決めてくるんじゃないで、市町村の意見を聞きながらやる。そういう関与の仕方を弾力的にするということもあります。

それからもう一つは必置規制ということです。例えば保健所をつくりなさい、あるいは福祉事務所をつくりなさい。それは決して悪いことではないんですけれども、このころは福祉と保健と

いうのは一緒にした方がいいという考え方に変わってきています。だから今度からは、福祉に関する事務所、あるいは保健に関する事務所というように、固有名詞を使わせないようにしたんです。それは、一つになつてもいいということになるわけで、行政の簡素化にもなります。

国庫補助を受ける図書館の館長なんかも司書でなければならぬと書いてあるんです。福岡市は大変立派な図書館を昨年つくりましたが、九大の元学長に図書館長をお願いしました。しかし、これは文部省にとつては、推奨できない図書館になるわけですね。図書館長が司書ではないという理由で、私は図書館長とは洋の東西を問わず、広い意見を持った人になるべきだと思えます。そういうことまで規制するのは、あまりにもコントロールしすぎているんじゃないかと思うんです。



7 地方自治の本旨とは

議会でも、機関委任事務だったら審議権がないんです。国の指令でやるわけですから。議会がその住民の代表としてチェックできない。そんなことで地方自治と言えますでしょうか。憲法第92条には、地方公共団体の組織運営については、地方自治の本旨に基づいてこれを法律で定めると書いてある。機関委任事務がある限り、地方の自治を侵しているのは国ではないかと思うんです。憲法違反ですよ。地方自治というのは、地方のことはその地域住民が自分たちで考えて決めていく。そのかわり責任も持つということだと思っただけです。国から押し付けの補助金とか負担金をもらって、国の指図によってやっていくことは地方自治ではない。少なくとも7割以上は自治ではないということが言えるわけです。



そこに戦後50年、間違いがあつたわけですから。中央が地方の実態に合わない基準を押し付けてくるとそこでぶつかり合う。それが今あちこちで行われている住民投票に現われています。一部行き過ぎがあるかもしれませんが、国とのいわゆる統治的なシステムと地方自治のありさまとの衝突が今起こっている。やっぱり21世紀を考えるならば、最低限の生活、義務教育などがきちんとしておれば、あとは自由に地域の人の発想に任じたいと思うんです。そのかわり地方も自分の決めたことに対しては責任を持つ、自己決定、自己責任、これがこれからの21世紀のキーワードじゃないかと思うんです。住民が自分たちの街をこういうふうにしたいという、そこに原点がないと自治ではない。コミュニティというのは、自分の住んでる生活共同体、それをどう守るかということが自治なんです。

8 21世紀は住民ありきの発想から

地方自治というのは、最後は、そこに住んでいる人の、一人ひとりの心構えの問題なんです。これは我々がやるんだ。しかし、住民ができないことは市町村がやる、市町村がやれないことは県がやる、県がやれないことは国がやる。こういう発想に変えなければならぬ。これからの日本のかたちというのには、まず国ありきじゃないんです。

よ。まず住民ありきから発想の原点を求めなければいけない。そこから初めて分権の姿が見えてくるんじゃないかと思うんです。

地域の問題を自分の問題として考える。自分だけよければいいということだった自治はできない。そういう意味で、地方分権の最終の帰着点は、一人ひとりの市民が本当の意味で、自主性と自立性のある市民にならないと、本当の住民自治行政というのはいくらも思いません。

今日はあまり中身に入りませんが、地方分権というのは国から県にこういう仕事に移りましたよ、県から市町村にこういうふうに移りましたよ、そんなことを話しても、それは単なる官官分権に過ぎないということを示し上げたかったわけです。そして、基本的に、地方分権というのは、21世紀の日本のかたちをどう創るかっていうところに意味があるのであり、単なる権限争いとか、金の奪い合いということではありません。国民1億2千万人が本当に幸せになるために、新しい日本のかたち、新しい理念を求めて、21世紀に向けてどう進んでいくか、その一つの方法が地方分権なんです。

橋本総理は閣議決定をして、来年(平成10年)の6月通常国会の終わるまでできるだけ早い時期に、地方分権推進計画をつくるとおっしゃっています。我々、分権推進委員会としては、マスコミなどを通じて、全国民に訴えながら、この地方分権推進計画が、勧告どおりになされるかどうか監視をし

ていく必要があると思います。今日は春日市を中心にして、筑紫地区の各市町からおいでいただいたりようでありませうけど、これは分権委員会だけがやることではなくて、全国民の義務である。また地方分権は21世紀に向かっている日本のありさま、日本の国のかたちをどうするかという、一つの大きな手段であり、それ自体が目的ではないということをご理解いただいて、終わりたいと思います。ありがとうございました。

●●●●●
4月1日から
●●●●●
県の事務の一部が
●●●●●
市に移ります

- 県警察本部で受け付けていた次の二つの事務は、市の生活環境課で受け付けます。
- 葬地、納骨堂または火葬場の経営許可などに関する事務
- 動物の飼養または収容の許可などに関する事務
- 狂犬病予防注射票交付に関する事務
- 問い合わせ先 生活環境課
- また、県福岡商工事務所受けていた次の二つの事務は、市の総務課で受け付けます。
- 液化石油ガス設備工事の届け出に関する事務
- 商店街振興組合に関する事務
- 問い合わせ先 総務課

課金年金保国

からのお知らせです

国民年金アラ・カルト

就職したら「種別変更届」を

今まで国民年金に加入していた人が就職して、職場で厚生年金などに加入すると、年金の種別が変わります。種別変更の届け出が必要となりますので、必ず年金係に届けてください。

届け出に必要なものは、職場での新しい健康保険証または年金手帳です。

20歳になったら学生も みんな必ず年金加入

平成3年4月から、学生でも20歳になると国民年金に必ず加入することになっています。

国民年金に加入し、保険料を納めていないと、万が一病気や事故で障害者になった場合に、障害基礎年金を受けることができません。また、65歳から受け取る老齢基礎年金が少なくなったり、もらえなくなったりすることもあります。

20歳になった人、また20歳を過ぎていないのにまだ加入の手続きをしていない人は、国民年金に必ず加入しましょう。



4月から国民年金保険料の額が変わりました

平成10年度から保険料額が月額13,300円に変わりました(付加保険料は400円で変わりません)。

また、保険料をまとめて納める前納制度があります。前納すると、割引があり、納め忘れもなく便利です。

○1年前納の場合

保険料の合計が、
159,600円(月ごと納付)

155,750円(前納)

となり、割引額3,850円です。

○半年前納の場合

保険料の合計が、
79,800円(月ごと納付)

78,920円(前納)

となり、割引額880円です。

国民年金、厚生年金を もらっている皆さんへ

●現況届の市長の証明は 中止されました

年金をもらい始めてから2年目の誕生日から毎年提出することになっている現況届は、今まで市長の証明が必要でした。

しかし、平成10年1月以降の分は、この市長の証明が廃止され、受給者本人が署名(本人が署名できないときは、親族などの代理人による署名)して提出すればよいことになりました。

現況届は、年金支給を適正にするため、生存の状況、就労の状況、障害の状況などを確認する大切なものです。

現況届が提出されなかったり、遅れたりすると、年金の支払いが一時的に止められますので、忘れずに提出しましょう。

市長杯 ビーチボール バレー大会

3月1日、西スポーツセンター体育館で第1回市長杯争奪ビーチボールバレー大会が行われました。大会には、市内32チーム、約250人が参加。会場に設けられた四つのコートでは、各チームが日ごろの練習で培ったチームワークと技を発揮し、熱戦を繰り広げていました。



△息詰まるラリーが続く

TOPICS トピックス

主な成績は次のとおりです。
優勝/弥生
準優勝/大谷2
3位/泉A、ボンパーズ

健康保険の資格がなくなったら

あなたの健康保険証は今でも使えますが
退職する人は特に注意が必要です

▼今からの手続きについて考えましょう▲

職場の健康保険に残ること もできます

任意継続被保険者

退職までに2か月以上（共済組合は1年以上）保険の資格があった人は、勤務先などに申請すれば退職後もそれまでの健康保険に加入できます。

医療費の自己負担が少なくて済む場合があります。

問い合わせ先 勤務先または社会保険事務所

継続療養給付証明書

継続療養給付とは、

勤務先の保険をやめ、ても、治療中の病気やけがは初診の日から5年間に限り、その保険を使って治療することができる制度です。

※ 継続療養給付証明書は健康保険証ではありません。別に健康保険証をつくる必要があります。

健康保険の扶養に 入れませんか？ 健康保険の被扶養者

勤務先の健康保険の被保険者の収入により生計を維持している人は被扶養者としてその健康保険に加入できます。

収入がある場合は、次の条件があります。

年間収入が130万円未満（60歳以上の人やまたは障害者学生年金をもらえる程度の障害がある人は180万円未満）で、被保険者の年収の半分未満の場合。
詳しくは、勤務先にお尋ねください。

健康保険や共済組合は、被扶養者が増えても保険料（掛け金）は増えませんが、

国民健康保険では加入者が増えると国保税（掛け金）が高くなる仕組みになっています。

ほかの健康保険がない人は 国民健康保険へ

加入届け出は14日以内です

国民健康保険には、次の人を除くすべての人が加入しなければなりません。

- ① 勤務先の健康保険や共済組合の加入者とその扶養家族
- ② 生活保護を受けている人
- ③ 短期滞在の外国人

①から③に該当しなくなったから、必ず14日以内に市役所窓口で国民健康保険の加入届をしてください。

勤務先の健康保険からはずれた人は、健康保険の資格喪失証明書が必要となります。用紙は市役所または市役所西出張所にあります。

※ 加入届が遅れた場合でも国保税（掛け金）は健康保険からはずれた時点にさかのぼって計算されます。

問い合わせ先 国保年全課国保係

遠方の学校へ行く ため引越すお子さんには、

国民健康保険の保険証を発行できます。

※ 健康保険の手続きに伴って国民年金の手続きもお忘れなく。

海外での研修成果を たくさんの人に

県「女性研修の翼」報告会



2月21日、県「女性研修の翼」の福岡地区報告会が、春日市役所大会議室で開かれました。

この研修は、県内各地で地域活動に動んでいる女性を対象に、指導者育成を目的として毎年行われているものです。

15回目の今回は、福岡地区から4人が参加して、昨年11月にデンマーク、ドイツ、スイスの3か国を訪問しました。

参加者たちは、ビデオやスライドを交えながら、それぞれ選んだテーマについて各訪問国で研修した成果を報告。

春日市から参加し、福祉問題を研修した片野明子さん（松ヶ丘）は、デンマークの高齢者対策やドイツの介護保険について、日本の実情と対比させながら紹介しました。

いずれのテーマも国内で関心の高まっているものだけに、集まった人たちにとっても、学ぶべきところの多い報告会となったようです。

愛犬に愛情1本 狂犬病予防注射と犬の登録

注射料金 2,890円
登録料金 3,000円

狂犬病予防注射の時に併せて登録をさせていただきます。

平成10年度の狂犬病予防注射を、表の日程で行います。家族の一員である愛犬に愛情の1本を必ず受けさせてください。

なお、都合で行けない人や犬の体調が悪いときは、別の会場か最寄りの動物病院で必ず受けてください。

狂犬病予防注射は、これまでどおり毎年1回必ず受けなければなりません。

生後90日以内の犬は対象外です。90日を経過した後に、最寄りの動物病院で注射を受けてください。

なお、犬の登録は、平成7年4月1日から犬の一生に1度登録をすれば済むようになりました。ただし、平成7年3月31日以前に登録をした犬は期限が切れています。

平成10年度の狂犬病予防注射を、表の日程で行います。家族の一員である愛犬に愛情の1本を必ず受けさせてください。

なお、都合で行けない人や犬の体調が悪いときは、別の会場か最寄りの動物病院で必ず受けてください。

狂犬病予防注射は、これまでどおり毎年1回必ず受けなければなりません。

生後90日以内の犬は対象外です。90日を経過した後に、最寄りの動物病院で注射を受けてください。

なお、犬の登録は、平成7年4月1日から犬の一生に1度登録をすれば済むようになりました。ただし、平成7年3月31日以前に登録をした犬は期限が切れています。



(生活環境課)

平成10年度狂犬病予防注射日程表

月 日	会 場	時 間
4月20日 (月)	春日原公民館	9時10分～10時10分
	千歳町公民館	10時25分～10時55分
	光町公民館	11時10分～11時25分
	若葉台東公民館	13時20分～13時50分
	春日公民館	14時05分～14時45分
4月21日 (火)	平田台公民館	9時20分～10時20分
	惣利公民館	10時35分～11時20分
	塚原台集会所	13時20分～13時50分
	松ヶ丘公民館	14時05分～15時00分
4月22日 (水)	若葉台西公民館	9時20分～10時20分
	小島公民館	10時35分～11時30分
	大谷公民館	13時20分～14時20分
	紅葉ヶ丘公民館	14時35分～15時40分
4月23日 (木)	昇町公民館	9時20分～10時00分
	白水池公民館	10時15分～11時15分
	上白水公民館	13時20分～14時50分
5月25日 (月)	桜ヶ丘公民館	9時20分～9時50分
	岡本公民館	10時05分～10時35分
	須玖南公民館	10時50分～11時35分
	下白水南公民館	13時20分～14時00分
	下白水北公民館	14時15分～15時00分
	宝町公民館	15時15分～15時35分
5月26日 (火)	春日公園公民館	9時10分～9時30分
	ちくし台公民館	9時45分～10時45分
	浦の原集会所	11時00分～11時30分
	天神山公民館	13時20分～14時30分
	泉公民館	14時45分～15時45分
5月27日 (水)	日の出町公民館	9時20分～9時45分
	須玖北公民館	10時00分～10時40分
	弥生公民館	10時55分～11時25分
	市民スポーツセンター	13時20分～14時00分

お知 らせ

瓜生 健太郎(けんたろう)ちゃん
平成9年4月15日生



おてぎい

おてぎいとは、おてぎいさんの顔が大きく写っているもので、裏におてぎいさんの氏名、生年月日、住所、電話番号を記載し、秘書広報課まで郵送してください。

対象は3歳までで、5月1日まで。の到着分の中から抽選で決定します。

情報募集中

「市報かすが」では、「楽しい」「すごい」「珍しい」といった家族や人の情報を待っています。

紹介してほしい家族や人がいたら、お知らせください。

自薦、他薦は問いません。

連絡先 秘書広報課広報広聴係

☎(584) 1111

☎(584) 1142



WOMEN O in E かすが④

社会に出て働くかどうかの選択は個人の自由です。男性であれば女性であれ、働きたいと望むならば働くことが保障されなければなりません。

しかし、いまだに女性が働くときは「家庭」か「仕事」という選択を迫られ、家事や育児、介護などの家庭責任も女性だけが担いがちです。

また、子どもを持つ女性が働く場合には、子どもへの影響なども問題視されます。

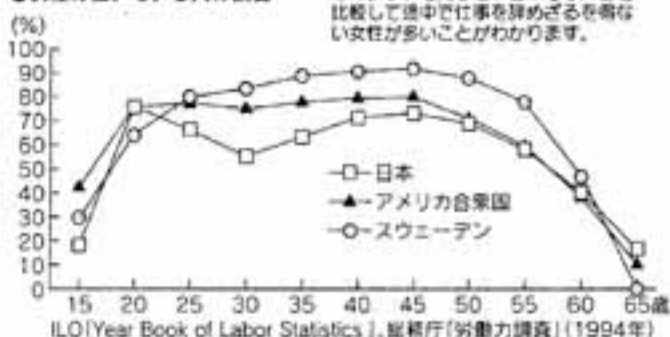
これは、私たちの意識の中の「男は仕事、女は家庭」という性別役割分業観が大きく作用しているようにです。

本来、家庭は、家族全員の相互協力により築かれていくものです。



このグラフを見ると、日本では外国と比較して途中で仕事を辞めざるを得ない女性が多いことがわかります。

●女性の働いている人の割合



これからは、女性が安心して働くことができるよう、男女が共に家庭責任を果たしていくと同時に、労働と家庭生活のバランスのとれた就業環境づくりのための社会的支援システムの確立が求められます。

催し

星の観望会



春日市野外活動場の星の館(天体観測所)では、星の観望会を行います。皆さんの参加をお待ちしています。

なお、公共の交通機関がないため、車でお越しください。天候により中止になることもあります。

日時 5月23日(土)
午後7時～9時(予定)

場所 春日市野外活動場の星の館(大野城市牛瀬)

対象 市内居住者(中学生以下は保護者同伴のこと)

参加費 高校生以上200円、中学生以下100円

募集人員 20人程度(申し込み多数の場合は抽選で決定)

申込方法 往復はがきに、住所、氏名(保護者同伴の場合、保護者名も)、年齢、電話番号を記入し、5月15日(金)(必着)までに申し込む

申込・問い合わせ先 社会体育課「星の館観望会」係(〒816-1083 大谷6-28)

☎(571) 32334

親子で楽しむ絵本タイム

図書館では、月に2回乳幼児を対象におはなし会をしています。ちよつとのぞいてみませんか。

○おはなし会だよ
0・1・2!

赤ちゃんとついで絵本はおもちや。みんないっしょに絵本であそぼう。

日時 毎月第3火曜日
午前11時～午後1時

場所 図書館おはなしコーナー
講師 徳水明子さん

※ 赤ちゃん絵本以外の読書相談にも応じます。

○親子で楽しむわらべうた

子どものころ歌ったわらべうた。あの心地よさを、お子さんといっしょに、また味わってみませんか。

日時 毎月第1火曜日
午前11時～午後1時

場所 図書館おはなしコーナー
講師 古賀由美子さん

問い合わせ先 春日市民図書館
☎(584) 4646



みんなで楽しく歩きましょう

健康課では、市内のウォーキングコースをめぐる健康ウォークを行っています。

健康ウォークで新しい友だちをつくってみませんか。これから運動を始めようと考えている人、市内にどんなウォーキングコースがあるか知りたいと思っている人など、あなたの参加をお待ちしています。

歩きやすい服装や靴でお越しください。

健康ウォークの日程表

実施日	コース名
4月14日(火)	白水大池公園をめぐるコース
5月12日(火)	岡本遺跡をめぐるコース
6月9日(火)	大谷レイクタウンコース
10月13日(火)	大谷レイクタウンコース
11月10日(火)	岡本遺跡をめぐるコース
12月8日(火)	白水大池公園をめぐるコース

※ 集合場所は、いずれもいきいきプラザ。集合時間は、いずれも午前9時30分です。

距離(時間) それぞれ約7km(約90分)

問い合わせ先 健康課

※ 雨天の場合はいきいきプラザで、さわやかストレッチ体操のみを行います。

男女共生推進審議会委員募集

市では、男性も女性も自らの意志で社会に参画し、ともに支え合い、喜びも責任も分かち合うことができる男女共同参画社会の実現をめざしています。

そのため、女性問題の現状と課題を検討し、助言や提言などをしてもらう男女共生推進審議会を設置します。

男女共同参画社会実現のカギは女性問題の解決にあります。

この審議会の一員となって、真の男女共生の推進に積極的に取り組んでくれる人を募集します。

募集人員 若干名

任期 2年

応募資格 市内に住む、男女共生に熱意のある20歳以上の人(性別は問いません)

応募方法 「あなたの考える男女共同参画社会」を800～1200字程度でまとめたものを提出する(郵送可)

※ なお、余白に、住所、氏名、年齢、職業、連絡先電話番号と活動経験などがあればその状況も記入してください。

応募期限 4月30日(木)(必着)

選考 提出書類により選考し、決定

応募・問い合わせ先 厚生課男女共生推進係



お誕生のおめでとう

多田 真穂ちゃん(原町)
平成9年4月5日生



福永 恵士ちゃん(赤松町)
平成9年4月25日生



土井 拓郎ちゃん(松尾)
平成9年4月22日生



春日市女性週間講演会

国内の動向など現在の社会情勢を踏まえ、様々な形で女性が政治に参加することの必要性、重要性を考えていきます。

日時 4月15日(水)

午前9時30分～11時30分

場所 春日市役所大会議室

テーマ 女性と政治

講師 飯野祐三さん(九州大学法

学部教授)

入場料 無料

問い合わせ先 厚生課

※ 託児を希望する人は、4月10日(金)までに厚生課に申し込んでください。

スポーツ

ソフトバレーボール教室生募集

市バレーボール協会では、ソフトバレーボール教室を行います。

やわらかいボールを使うので、突き指もしなくて、だれにでも楽しめます。あなたもやってみませんか。

期間 5月14日～7月9日(毎週木曜日)

時間 午後7時～9時

場所 市勤労青少年ホーム2階体育室

対象 ソフトバレーボールに興味のある人

受講料 1,500円(スポーツ安全保険料を含む)

募集人員 20人

申込方法 5月9日(土)までに電話で申し込む

申込・問い合わせ先 吉武

☎(初) 0312(昼間)
☎(88) 9248(夜間)

バウンドテニス初心者講習会

若い人からお年寄りまで楽しめるスポーツです。初めての人も簡単にできます。いっしょに楽しみましょう。

朝の部

▽期間 5月16日～7月4日

毎週土曜日(8回)

▽時間 午前10時～正午

▽場所 西スポーツセンター体育館

夜の部

▽期間 5月18日～7月6日

毎週月曜日(8回)

▽時間 午後7時30分～9時30分

市民バドミントン大会

▽場所 春日北中学校体育館

▽受講料 3,500円(スポーツ安全保険料を含む)

▽申込方法 5月11日(明)までに、電話で申し込む

▽酒田 ☎(98) 9378(昼間)

▽田中 ☎(91) 2360(夜間)

▽日時 4月26日(日) 午前9時受付

▽場所 市民スポーツセンター体育館2階競技場

▽対象 高校生以上の市民および市内への通勤・通学者

▽種目(クラス)

▽一般男子シングルス・ダブルス(A、B、Cクラス)

▽一般女子シングルス・ダブルス(A、B、Cクラス)

▽参加料 一人1種目1,000円(高校生は800円)

▽申込方法 はがきに住所、氏名、年齢、性別、電話番号、出場種目(クラス)を記入し、4月16日(木)までに申し込む

▽申込・問い合わせ先 神沼信子

(〒816-0821若葉台東1-1-9)

☎(92) 2590



新しい人権擁護委員が 委嘱されました

人権擁護委員は、人権に関するさまざまな問題の解決のため、法務省から委嘱された人たちです。

今回、新たに森山利徳さんと福島恭輔さんが加わり、市内の人権擁護委員は7人となりました。

人権に関する問題で悩んでいる人は、近くの人権擁護委員に気軽に相談ください。

春日市人権擁護委員

- ▽白山 法子 (下白水南4-35)
☎(51) 0193
- ▽三村 ハルヨ (日の出町2-61-7)
☎(58) 5583
- ▽高野 光雄 (須玖南3-107)
☎(59) 1134
- ▽白水 欣哉 (小倉6-95)
☎(59) 0229
- ▽片野 明子 (松ヶ丘2-157)
☎(59) 6326
- ▽森山 利徳 (松ヶ丘4-59)
☎(59) 0846
- ▽福島 若輔 (泉1-127)
☎(51) 5225



なお、市役所でも毎月1回(原則として第1火曜日の午前10時～午後3時)、特設人権相談を行っています。いずれも、相談は無料です。秘密は守られます。

人権に関するものとは、いじめ、体罰、外国人、部落問題などの差別問題、家庭内(夫婦、親子、結婚、離婚、扶養、相続など)のもめごと、借地借家のトラブル、近隣のもめごとなどのことです。問い合わせ先 厚生課人権啓発係

少年サッカー教室生募集

サッカーで、心身を鍛えてみませんか。新しい仲間を募集しています。

対象 小学1年生～4年生の男子
練習場所・練習日

- ▽春日南小グラウンド・火曜日
 - ▽春日東小グラウンド・水曜日
 - ▽春日野小グラウンド・水曜日
 - ▽須玖小グラウンド・木曜日
 - ▽大谷小グラウンド・木曜日
 - ▽春日西小グラウンド・金曜日
 - ▽春日北小グラウンド・金曜日
- 練習時間 午後4時30分～6時
(場所によっては午後5時から)
- 申込・問い合わせ先 イーグルスフットボールクラブ
☎(59) 5197

福祉



県難聴者・中途失聴者協会定例会

県難聴者・中途失聴者協会では、県内の難聴者・中途失聴者を対象に毎月定例会を開いていま

す。

定例会では、参加者同士の交流を行っています(要約筆記あり)。また、相談も受けています。

日時 毎月最終日曜日
午前10時～午後4時

場所 久留米市中央公民館(久留米市諏訪野町1830-6)

問い合わせ先 村上喜八郎(〒830-0052久留米市上津町1320-212)
☎0942(22) 1832
☎0942(21) 9876

ボランティアスクール参加者募集

さすがボランティアセンターでは、さまざまな福祉体験や活動を通して、ボランティアについて学んでもらうため、市内の小・中学生を対象にボランティアスクールを開校します。

期間 5月～平成11年3月(毎月1回、第2土曜日)

時間 午前10時～正午
会場 いきいきプラザ(昇町1-120)

※ 会場までの送迎は、保護者が行ってください。

対象 市内の小・中学生(小学生は5、6年生)

定員 40人(定員になり次第締め切り)

申込方法 保護者が、電話で5月1日(金)までに申し込む

申込・問い合わせ先 かがボランティアセンター

☎(50) 1136



訪問看護実成講習会

日程
▽第1回 6月17日(水)～8月5日(水)(うち30日間)

▽第2回 10月1日(水)～11月25日(水)(うち30日間)

時間 午前9時30分～午後4時30分

会場 県看護等研修センター(福岡市中央区赤坂1-14-15)

対象 実務経験3年以上で、23歳以上の保健婦(士)、看護婦(士)、准看護婦(士)

定員 50人

受講料 無料(ただし、テキスト代などで約2万円必要)

申込締め切り日 各回とも4月20日(日)

※ 申込用紙の請求など詳しくは、県看護協会(☎74-520)

3)まで問い合わせください。

人権を尊重するために

筑紫地区「戸籍・住民基本台帳」公開事務取扱要綱

戸籍や住民票は、法令などに基
づいて交付しています。しかし、
これを悪用した身元調査や個人の
プライバシーを侵すような調査が
いまだに行われています。

このため、筑紫地区4市1町
(春日市、大野城市、太宰府市、
筑紫野市、那珂川町)では、「戸
籍・住民基本台帳」公開取扱要綱
をつくりました。

この要綱は、戸籍の全部または

個人事項証明(謄本・抄本)や住
民票の写しなどの請求および交付
について必要なことを定めてお
り、4月1日の請求から適用しま
す。

これにより、今まで以上に市民
のプライバシーを保護するととも
に、差別事象の発生を未然に防止
するなど、皆さんの人権を守って
いきます。

(市民課)



お誕生日おめでとう

佐藤 真実ちゃん 下白鳥
平成9年4月26日生



八野 くるみちゃん 同兄弟
平成9年4月5日生



吉原 琴恵ちゃん 下白鳥
平成8年4月17日生



募集

世界を知ろう 国際交流協会 会員募集

春日市国際交流協会では、会員
を募集しています。この会は、市
民レベルで春日の国際化を進める
団体です。国際交流に関心のある
人ならだれでも参加できます。5
月に行う総会を見学してみませ
んか。

日時 5月17日(日) 午後1時、
会場 春日市役所大会議室
活動内容▽外国語(英会話、中国
語)教室の開設▽留学生と
の交流会および文化交流会
▽世界の料理講座▽世界市
民講座▽ホームステイ受け
入れなど

会費 年間3,000円(一世帯)
問い合わせ先 白山

☎(58) 11111
☎(58) 22200

教室生募集

会員のための英語・中国語の教
室を行います。会員以外の人も受
講できますが、受講料が異なります。
※

5月スタート 英会話教室生徒募集

○親子英会話教室(入門)

対象 小学生とその保護者

日時 毎週木曜日

午後7時～8時30分

受講料

▽大人 月2,500円

▽小学生 月1,500円

○国際交流英会話STEP1(英
検3級程度)

対象 中学生以上

日時 毎週木曜日

午後7時～8時30分

受講料 月2,500円

○国際交流英会話STEP2・S
TEP3(英検2級程度)

対象 中学生以上

日時 毎週金曜日

午後7時～8時30分

受講料 月2,500円

講師 未定(いずれのクラスも英
語を母国語とする人の子
定)

※ 各クラスとも定員は20人、会
場はクローバープラザ(春日市
役所隣)です。なお、受講料は
6か月分前払いです。
また、会員以外の受講料は月
3,000円(小学生を除く)

です。

申込・問い合わせ先 浦

☎(58) 9013 (FA

X兼用)

6月スタート

中国語(北京語入門)

教室生徒募集

初めての人も気軽に参加して
ください。

日時 毎週土曜日

午後7時から8時30分

会場 クローバープラザ

受講料 月1,500円

※ 受講料は6か月分前払い
です。

また、会員以外の受講料は月
2,000円です。

15人程度(参加者が少ない
ときは、中止することがあ
ります)

講師 野村さん

申込方法 直接、講師に夜6時30
分以降に電話で申し込む

☎(58) 3645 (FA

X兼用)





隠れたる善行

このごろのテレビや新聞の報道を見ると小・中学生などが関係するいやな事件が多く、暗い気持ちになってしまっています。

しかし、最近身近で心温まる事がありました。

私の通う病院のリハビリの先生は、JRで北九州から通勤しているようです。

ある日、先生が勤務を終え、JRの駅まで歩いて行く途中でのこと。

坂口交差点付近で、小学生の女の子がベテロをかきながら、「大谷はどこ？」と尋ねてきました。周りにもたくさん人がいたため、一瞬はかの人にお話ししようかとも思ったのですが、夕暮れも迫っており、この子にもし何かあつてはいけないと、家まで送つてあげようです。

自ら目が不自由であるにもかか

わらず、また、電車の時間に遅れることになるのも構わずその子を送り届けた。先生のこの思いやりのある行為は、誰にも知られることのない隠れたる善行です。

殺伐とした出来事の多いこのご時世に一般の清涼剤。すがすがしい気持ちになることができま

た。「小事を重んじ大事を防ぐ」を見習いたい事です。

女の子も、このやさしい先生のことを忘れることなく大人になってくれることでしょう。

Y・I

まちの政治をみつめよう

新聞紙上で、壺内温水プールの建設の是非についていろいろと報道されています。

私は昨年、「春日をみつめよう学校」に入りました。この学校は、市の選挙管理委員会などが設置したもので、ゴミなどの身近な問題について、講義・話し合い・調査・見学などを行っています。私はこの学校を通じて、主権者としての意識を自覚し、「まちの政治をみつめよう」大切さを知りました。

しかし、プール建設のことは知りませんでした。

皆さん、自分たちが選んだ市議会議員たちと一緒に積極的に市政

に参加していきましょう。

フルフル



イラストコーナー

はがきに縦書き、白黒で読みめにはつきりと描いて、表に住所、氏名、年齢(学年)、電話番号を書いて送ってください。ペンネームも可。ただし、氏名も忘れずに。

エッセイ

エッセイや身近な話題、出来事など、楽しいお便りをお寄せください。

応募は、はがきに題名、住所、氏名、電話番号も書いて送ってください。とく名やペンネームも可。

なお、編集の都合で、原文を要約したり、表現を変えたりすることがあります。

あて先 〒816-8501 春日市役所秘書広報課一みでみてきてい係

※掲載した人には特製テレカ送呈。



市営住宅 入居者追加募集

募集する住宅と戸数

▽上白水市営住宅 1戸

▽若草市営住宅 1戸

※ いずれも4階建て以上の集合住宅で、最上階の部屋です。

申込資格(全ての条件に該当する人)

①平成9年9月1日現在、市内に1年以上居住し現在も住んでいる人、または市内に勤務する人

②同居している親族、または同居しようとする親族がいる人(50歳以上であれば単身者でも応募できます)

③平成8年中の世帯の平均月収額が、200,000円以下の人。

(ただし、高齢者、障害者などが同居している世帯では、世帯の平均月収額が268,000円以下の場合には応募できます)

④市内に、家賃の支払いなどについての確実な連帯保証人がいる人

⑤現に住宅に困窮していることが明らかなる人

※ 持ち家のある人は、申し込めません。

※ 抽選日時 4月28日(火)

申込書の配布・受付期間

4月13日(日)~22日(水)

配布・受付場所 厚生課

※ 西出張所でも、配布のみ行っていきます。

その他

4月1日から移転します
福岡レディース・ハローワーク

福岡レディース・ハローワーク、福岡学生職業センター、福岡人材銀行は、4月1日からエルガール(天神大丸東館)の11、12階に移転します。

福岡レディース・ハローワーク、福岡学生職業センター、福岡人材銀行は、4月1日からエルガール(天神大丸東館)の11、12階に移転します。

問い合わせ先 福岡中央公共職業安定所

☎(712) 8609



4月1日から 法務局の交付手数料を 改定します

4月1日から、不動産・商業法
人登記簿の謄本・抄本、会社の印
鑑証明書などの交付手数料が改定
されます。

○謄本・抄本、登記事項証明書
800円→1,000円
○登記簿の閲覧、登記事項要約書

春日 風土記



222

春日市の樹木6 (旧春日市)

昨年、福岡市博多区立花寺の縄
文遺跡「井相田遺跡」から出土
したものの一つにムクロジの名が
ありました。

このように昔から存在していた
ムクロジですが、今ではすっかり
見られなくなってしまうました。
しかし、春日神社の御池には2本
もあります。

写真1は、このムクロジの実
です。ムクロジの実の黒い種は羽
根つきの球になります。

また、果皮は「延命皮」という
縁起のいい名で呼ばれていて、古
くから石けんとして使われていま
した。

400円→500円
○印鑑証明書
400円→500円
問い合わせ先 福岡法務局筑紫支局
☎(92) 2881

事業主の皆さん 労働保険の年度更新は お早めに

労働保険(雇用保険、労災保険)
の保険料の申告・納付は4月1日

から5月20日までとなっています。
申告・納付は最寄りの銀行、郵
便局などの金融機関で行ってくだ
さい。

年度更新などについて詳しく
は、県所掌(労働保険番号403
1)は県雇用保険課徴収係(☎
641-4865)に、局所掌(労働
保険番号4011)は福岡労働基
準局労災業務課(☎411-4863)
まで問い合わせください。

立ちました。まさに「無害の植物
石けん」といったところでは
この樹木の属名は「インドの石
けん」の意味です。また英語で
は「ソープツリー」とも呼ばれて
います。

また、同じムクロジ科にモクゲ
ンジという樹木があって、こちら
の実からは数珠が作られます。
太宰府市の「観世音寺」にもあ
って、お寺にピッタリの感じがし
ます。

写真2は、市の保存樹木「長円
寺のコウヤマキ」です。この樹木
は日本だけの特産で、1属1種
「コウヤマキ科コウヤマキ属」とい
います。

「ゆずります」
●パソコン▽エプソンPC-28
6V、ディスプレイモニター、ハ
ードディスク、プリンター、パソ
コンテスク1式▽昭和63年10月
れています。「日
本書紀」には
「この木を棺材に
せよ」というく
だりがあります。
これは耐水性が
強いこの樹木の
特性を生かした
例として、よく
紹介されます。

長円寺のコウヤマキ (写真2)

貴重な樹木群

ムクロジ、コウヤマキほか



春日神社のムクロジの実 (写真1)

植物学上極めて貴重なものです。
恐竜時代大繁栄したこの樹木は、
外国では絶滅し、日本にのみ、そ
れも関西方面に多く残っています。
和歌山県の高野山に多い霊木と
いうことで、「高野マキ」の名前
がつけられています。

春日市内には、現在2本の保存
樹木がありますが、同寺のある春
日2丁目だけで日本もあります。
九郎天神のクスノキ、三郎天神
のムクノキ、白重芳美さん宅と池
田勇さん宅のアラカシ、白木良文

さん宅のムクノキ、エノキ、アラ
カシなどがそうです。
そのほか、保存樹木以外にも、
この周辺には貴重な樹木がたくさ
んあります。

春日市郷土史研究会 堀 亮一



購入▽田中(春日) ☎(92) 81
53▽無料
(このコーナーの利用は)
■はがきに住所、氏名、電話番号、
品物名(色、サイズ、特徴など詳
しく)、有料・無料の別(有料の
場合は1万円を上限とする希望価
格)などを書いて送ってください。
【注意】品物の引き渡し、クレイ
ムなどは当事者間で相談して解決
していただきます。

曇りのち晴れ

私の宝物になりました

松永 佳子さん (若葉台西) 13歳



聖火リレーランナーとして、長野県佐久町内の1地区間を走りました。

日ごろから体を動かすことが大好きな松永さんは、学校では卓球部に入っている一方、スポーツを通じて知的障害者の自立を目指す団体「スペシャルオリンピックス福岡」に所属し、水泳とボウリングにも取り組んでいます。

「びっくりして、どうしたらいいかわからない」。聖火ランナーに決定したときの驚きと戸惑いで複雑だった気持ちも、走る日が近づいてくるにつれて、「頑張るぞ」という気合へと変わってきました。

「記念にもらった聖火トーチが私の一番の宝物」

1・3区もある聖火トーチを掲げたままでもずっと走られるように、おも

しを付けた1・5区のバットをトーチ代わりに持って走る練習をしたという話に、その気合が伝わってきました。

長野に出発する前には、松永さんが通う春日東中学校のクラスのみんながスカーフに激励の寄せ書きをしてくださいました。

当日は、そのスカーフを腕に巻いて力走。スカーフからみんなの温かい応援が伝わってくる気がして、氷点下の寒い中でも元気に走ることができたそうです。

各地でリレー中の聖火が消えてしまいうハプニングが続出し、何かと話題となっていたため、「トーチの火が消えなくてよかった」とホッとした様子の松永さん。聖火ランナーの責任を無事果たしました。

トーチとともに、たくさん思い出たちが松永さんの宝物なんです。

散

リフレッシュ旅行

リフレッシュの代表と言えれば旅行。時間とお金の許す限り、できるだけたくさん行きたいものです。▼元来なまけものの私が、旅行となると大変身。普段は苦手を早起きも、決して歩かない道のりも、その間だけはなんのその。海外旅行ともなると、「二度と来れないかも」と、貧乏性パワーさく裂！こころもあそこも動きまわります。▼でも最近、事態に変化が……。無理がきかなくなってきたのです。果たして、急に治らない貧乏性と急にはつかない体力とのデッドヒートが始まります。ついに、乏しい体力が勝利。結果は行きたくった場所の半分くらい。帰るときには、悔しさを胸はいっぱい、体はくたくた。時間もお金も許さないうのに、できるだけたくさん行きたい私です。▼旅行の後、かえって疲れてしまっていることに気がつく私。これではいけない。さてさて、今度こそリフレッシュ。温泉にでも行ってこよう。待てよ、○温泉に行くならついでにあそこにも……。悪りもせず、また同じことに▼私のリフレッシュ旅行への道のりは遠い。この道越える体力あるかな？

なるほどKASUQA

道路愛称の応募総数は？

- ①322通
②422通
③522通

地方分権講演会の講師は誰？

- ①白水清幸春日市長
②桑原登一福岡市長
③麻生渡福岡県知事

狂犬病の予防注射が受けられないのは？

- ①生後90日以内
②生後9か月以内
③生後9年以内

市内の保存樹木は現在何本？

- ①27本
②37本
③47本

ゴミが出せないのはいつ？

- ①5月1日～3日
②5月2日～4日
③5月3日～5日

応募方法／はがきに市報の月日号、クイズの答え、住所、氏名、年齢(学年)、電話番号、市報に関する質問や要望などがあれば記入し、下記までお送りください。

あて先／〒816-8501 春日市役所
秘書広報課

締め切り日／4月20日(当日到着分まで有効)

賞品・当選数／全問正解者の中から抽選のうえ、10人に特製テレカを差し上げます。なお、賞品の発送をもって発表にさせていただきます。

※ヒントはほかのページをご覧ください。

前号の答え

- 問1 ①藍色
問2 ②ログハウス
問3 ③月額 13,300円
問4 ①富士スカウト章
問5 ③3月25日

元気を
パチリ!

モアムさんには、

写真を残してあげます。



△2月22日 毛勝児童センター

ま
ち
の
お
お
に
や
ー
あ

日ごろめったに見る機会のないバレエの鑑賞会が、3月3日、春日原保育所で行われました。

踊ってくれたのは、プロのバレリーナで現在東京を中心に活躍する名鶴聖子さん。

昇町に実家があることから、里帰りの折りに好意で来てくれました。

子どもたちに本物を見せてあげたいと、大切な舞台衣装で登場した名鶴さんは、まるで白鳥が舞い降りてきたように華麗な踊りを披露。

ほとんどの子どもたちが、バレエを目の前で見るのは初めてとあって、かろやかに飛び跳ねたり、つま先でくるくる回ったりする白鳥に、うっとりした表情で見入っていました。

この鑑賞会は、このほか市内すべての市立保育所でも行われました。

白鳥が目の前に舞い降りた

春日原保育所でバレエ鑑賞会



◀華麗な踊りに見入る子どもたち



△さてさて、味はどうか?

外で食べるとおいしいね

毛勝児童センターで大鍋大会

2月22日、毛勝児童センターで、15人の子どもたちが参加して、大鍋大会が行われました。

今回のメニューは豚汁です。指導員が木の棒とコンクリートブロックを組み合わせてつくったかまどに大鍋を設置。子どもたちは、自分たちが持ち寄った野菜や具を切って準備しました。

できあがると、みんなで味見。「外で食べるとおいしい。山盛り2杯も食べちゃった」「楽しいから、またやろう」と、うれしそうに話していました。



市の人口

●人口101,939人(前月比+74人)

●世帯数38,110世帯

●男50,463人 ●女51,476人

(3月1日現在)

※ 市報かすがは森林資源を守るため再生紙を使用しています。